

まちづくりに市民の知恵を

市政モニターになってみませんか 消費生活モニターになってみませんか

市の行政をスムーズにするには、まず市民のみなさんに市政の現状を知っていただき、正しく理解してもらうことが必要です。そしてみなさんの声を広く吸収し、反映させなければなりません。

市政モニター・消費生活モニター制度は、その吸収する窓口のひとつです。

モニターの仕事は、建設的な意見や要望を寄せていただき、行政にアドバイスしていただくものです。

日頃市政に関心をもっている人の登場をお待ちしています。



▲魚の見分けかたを勉強する消費生活モニター

市政モニターはこんなことをしています

市政の現状を知っていただくために、まず公共施設見学をして勉強します。

この1年間に5回開催したモニター会議では、日常生活にかかわりの深い福祉や教育、環境衛生問題などについて話し合いました。

このほか日頃、地域で気がついたことがあればそのつどモニター通信で寄せていただきます。

市政モニター応募要項

■応募資格

- ・昭和56年1月1日以前から市内に住んでいる満20歳以上の人
- ・市政や地域開発などに関心を持ち、市の発展に熱意をもっている人
- ・市の行政委員、公務員は応募できません
- ・市政モニター経験者は原則として応募できません
ただし、応募者の年齢、性別、職業、地域などを考慮して応募を認めることがあります。

■募集人員

各階層、地域から25人

■募集期間

昭和56年2月14日(土)から3月14日(土)まで

■委嘱期間

昭和56年4月1日から昭和57年3月31日まで

■応募方法

ハガキに住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号を記入し、富士市永田61-1市行政管理部広報広聴課へ申し込んでください ☎51-0123 内線528

消費生活モニターの1年

食品や日用品の価格などを調査するため、実際に商店で買物をする買い取り調査と品目を決めて店頭並んでいる商品を見て歩く見取り調査をしています。

毎年開かれている消費者展へ参加し、消費者組織をつくっていく役割の一端もはたしています。

また他市との交流を行い勉強会を実施しています。

消費生活モニター応募要項

■応募資格

- ・市内に居住している家庭の主婦
- ・日常の買物を直接行っている人
- ・生活必需品の販売に関係していない人
- ・消費生活に深い関心を持ち、積極的に勉強してみたい人

■募集人員

各地域、各年代から60人

■募集期間

昭和56年2月14日(土)から3月14日(土)まで

■委嘱期間

昭和56年4月1日から昭和57年3月31日まで

■応募方法

ハガキに住所・氏名・年齢・電話番号・世帯主名・本人と世帯主の職業・家族構成を記入し、富士市永田61-1市・市民部市民生活課へ申し込んでください。

☎51-0123 内線248